

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	10-2
処分の種類	家畜市場の登録の取消及び開場の停止			
根拠法令条例等・条項	家畜取引法第18条第2項			
処分の概要	家畜市場開設者が業務規程に違反した場合等の家畜取引法に規定する登録できない基準に該当することとなった場合の市場登録の取消。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】家畜取引法第18条第2項第1号、2号</p> <p>1 家畜取引法、家畜取引法に基づく命令又は業務規程に違反した場合</p> <p>2 特別の理由がなく引き続き1年以上当該家畜市場を開場しなかった場合</p>			
基準の制定根拠	—			